彦根市住宅マスタープラン(素案)

彦根市住宅マスタープラン(素案)

目 次

序	章	計画の目的と	≤構成																						1
		画策定の背景と																							
		画の位置づけ																							
		画の期間・・・・																							
		画の対象区域																							
4		画の対象区域																				-			2
AA 4	**	**************************************	7 L /	<u> </u>	<u> </u>		L tt 4	ار م	I . >⊏																_
		彦根市の概況																							
		根市の概況・・																							
		根市の住宅事情																							
3	. 民	間事業者の意向	与把握		• • •												٠.	•							20
4	. 旧	彦根市住宅マス	スター	プラ	シン	の誤	題	ع	見北	ť															23
第2	章	住宅政策にお	さける	今後	色の)課	題・																	. ;	27
	•																								
笋 3	音	住宅政策の基	土木理	今,	. 耳	*	⊟≴	垂.																	31
		この成果の基本!																							
		指すべき将来値																							
3	. 基	本目標			• • •	• • •			• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	•	• •	• •	• •	•		•	33
第4	章	住宅政策の展	展開方	向·	• •			• •							• •	•		•		•			•	• ;	35
第5	章	計画の実現に	こ向け	て・																				. ,	42
		画の推進体制の																							
		行管理方法の権																							



序章 計画の目的と構成

1.計画策定の背景と目的

『彦根市住宅マスタープラン』策定の背景

彦根市ではこれまで、平成9年度策定の彦根市住宅マスタープラン(以下「旧計画」とい う。) 及び平成 12 年度策定の彦根市住宅マスタープラン推進計画の基、住宅政策を推進し てきました。

国においては、国民の豊かな住生活の実現を図るため、住生活の安定確保及び向上の促進 に関する施策について、その基本理念、国等の責務等の基本となる事項について定めた住 生活基本法(平成18年6月)が制定されました。

また、住生活基本法に基づいて施策を総合的かつ計画的に推進するため、住生活基本計画 (全国計画 平成 18 年 9 月) が策定されました (平成 23 年 3 月改定)



目的

彦根市住宅マスタープランは、彦根市総合計画の基本構想に基づく住宅施策を総合的かつ 計画的に推進していくために策定します。

国・県の住生活基本計画との整合性を図り、住生活基本法に掲げられた基本理念に基づく、 住宅施策を推進していくための基本的な計画とします。

旧計画を検証し、住宅政策の見直しを行います。

彦根市総合計画 平成 23~32 年度

滋賀県住生活基本計画 平成 18 年度~27 年度

滋賀県基本構想

彦根市の主な住宅関連計画

- ・住宅マスタープラン (平成 10 年 3 月)
- ・住宅マスタープラン推進計画

(平成13年3月)

・公営住宅等長寿命化計画

(平成22年3月)

・市営住宅ストック総合活用計画

(平成 13 年 3 月、平成 18 年 11 月改訂)

計画見直しの背景

少子高齢化の人口構造の進展 厳しい市の財政事情

国の住宅政策

- ·住生活基本法の制定(平成 18 年 6 月) ·住生活基本計画の策定(平成 18 年 9 月)

住宅施策の制度的枠組みの変化

- ・ストック活用
- ・市場の重視

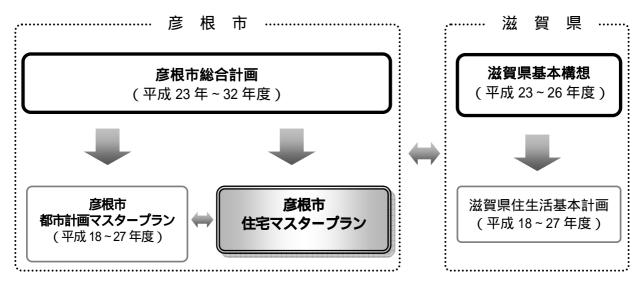
彦根市住宅マスタープランの策定

図序-1 計画策定の目的



2.計画の位置づけ

「住宅マスタープラン」は彦根市総合計画を上位計画とする住宅部門の基本計画とし、 各種住宅施策に係る事業等の総合的かつ計画的な推進を図るために、基本理念や基本目標、 施策展開の方向を示すものとします。



図序-2 彦根市住宅マスタープランの位置づけ

3.計画の期間

住宅マスタープランは、平成 24 年度を基準年次、平成 28 年度を中間年次、平成 32 年度を目標年次とする計画とし、計画内容は5年程度を目安として見直します。



図序-3 計画期間

4.計画の対象区域

計画の対象区域は、彦根市の行政区域(196.84k m²)とします。



第1章 彦根市の概況と住宅・住環境の状況

1.彦根市の概況

(1)位置·地勢

- ・彦根市は、滋賀県の中東部に位置し、湖東地域の中核都市として位置づけられています。
- ・中部圏と近畿圏の両圏に属し、名古屋市からは約 60km、大阪市からは約 100km に位置しています。
- ・市域面積は、196.84km²で、北部は米原市、東部は多賀町・甲良町・豊郷町、南部は東近江市・愛荘町に接しています。

(2)人口

- ・平成22年10月1日時点の総人口は112,156人となっています。
- ・人口は増加傾向が続いていますが、近年では増加率の伸びが鈍化しています。
- ・「彦根市総合計画」においては、人口は今後しばらく増加を続け、平成 31 年には 113,414 人となりますが、その後減少に転じ、平成 32 年には 113,333 人と推計しており、総合計 画の目標年次における将来人口をおおむね 113,000 人としています。

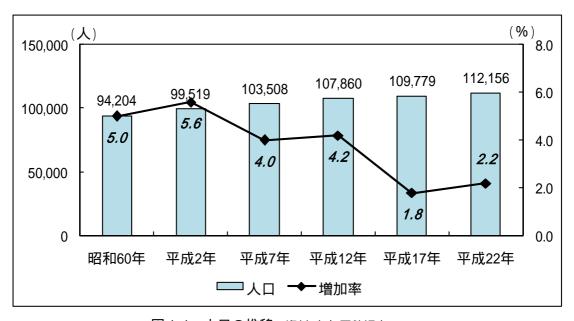


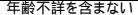
図 1-1 人口の推移(資料:各年国勢調査)



- ・人口構成の推移では、65 歳以上の老年人口が増加、0~14 歳以下の年少人口が減少しており、少子高齢化の傾向に推移しています。
- ・老年人口は昭和60年から平成22年で、約2.2倍となっています。
- ・また、15~64 歳の生産年齢人口については、平成 17 年までは人口は増加しているものの、構成比では減少傾向となっています。

平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 昭和60年 平成2年 21,254 20,008 18,760 18,058 16,871 16,514 0~14歳 22.6% 20.1% 18.1% 16.7% 15.4% 15.0% 69,901 72,960 62,452 66,934 72,396 71,225 15~64歳 66.3% 67.4% 67.5% 67.2% 66.6% 64.5% 10,466 12,395 14,843 17,317 19,718 22,660 65歳以上 11.1% 12.5% 14.4% 16.1% 18.0% 20.5% 94,172 99,337 103,504 107,771 109,549 110,399 計

表 1-1 人口構成の推移



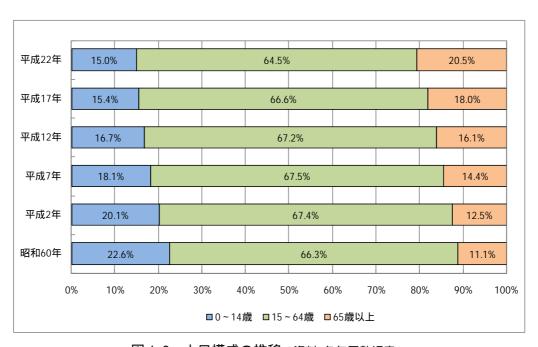


図 1-2 人口構成の推移(資料:各年国勢調査)



(3)世帯

- ・平成22年10月1日時点の総世帯数は43,896世帯となっています。
- ・総人口の増加とともに世帯数も増加しています。
- ・世帯人員別一般世帯数の推移は、1人及び2人世帯の割合が大幅に増加しており、平成22年には全体の56.4%を占めています。
- ・家族類型別では核家族世帯が最も大きな割合を占めていますが、その割合は年々低くなっています。一方、単独世帯、夫婦のみ世帯は大幅に増加し、昭和60年からの20年間で、約2.5倍になっています。

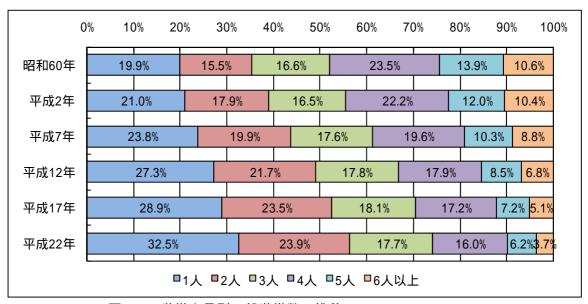


図 1-3 世帯人員別一般世帯数の推移(資料:各年国勢調査)

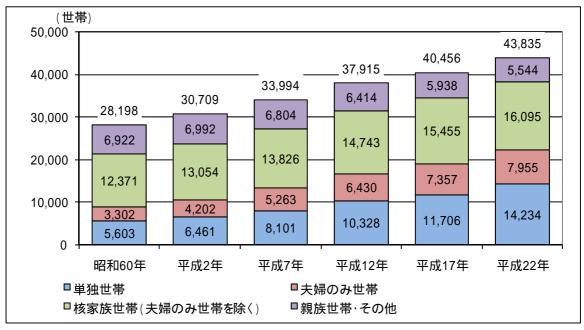


図 1-4 家族類型別一般世帯数の推移(資料:各年国勢調査)



(4)高齢者の状況

- ・平成22年10月1日時点の高齢単身者は3,169人、高齢夫婦世帯は3,293世帯で、昭和60年から平成22年の25年間で高齢単身者は3倍、高齢夫婦世帯は5倍となっています。
- ・高齢単身者は、75歳以上の後期高齢者が大幅に増加しています。

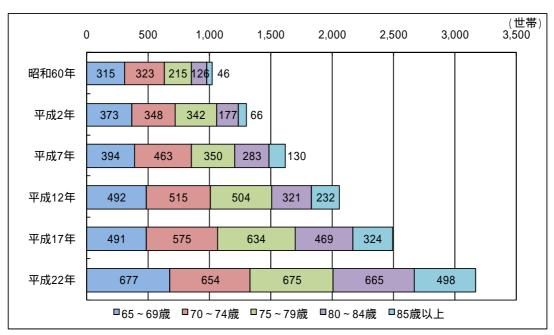


図 1-5 高齢単身者の推移(資料:各年国勢調査)

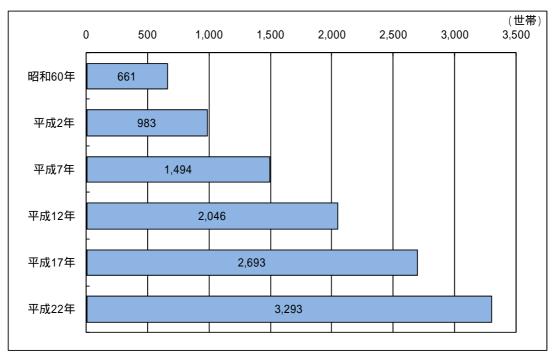


図 1-6 夫婦とも 65 歳以上の高齢夫婦世帯数の推移 (資料:各年国勢調査)



(5)子育て世帯の状況

・平成 22 年 10 月 1 日時点の 18 歳未満親族のいる一般世帯数は 11,335 世帯(単独世帯除く)となっており、昭和 60 年以降減少傾向が続いています。



図 1-7 18 歳未満親族のいる一般世帯数の推移(資料:各年国勢調査)

(6)ひとり親世帯の状況

・平成 22 年 10 月 1 日時点のひとり親世帯数は、682 世帯となっており、近年増加傾向にあります。

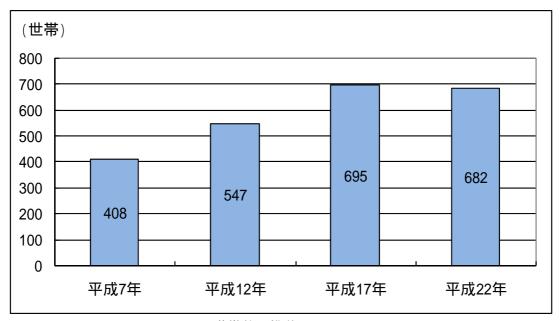


図 1-8 ひとり世帯数の推移(資料:各年国勢調査)



(7)生活保護実施状況

- ・平成22年度末時点の被保護世帯数は、708世帯となっています。
- ・被保護世帯数は年々増加しています。

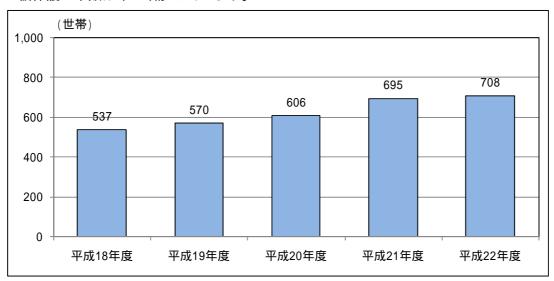


図 1-9 被保護世帯数の推移(資料:彦根市統計書)

(8)障害者の状況

- ・平成 22 年度末時点の障害者数は、身体障害者 3,877 人、知的障害者 784 人、精神障害者 343 人となっています。
- ・身体障害者は4,000人前後で推移していますが、知的障害者、精神障害者は増加しています。

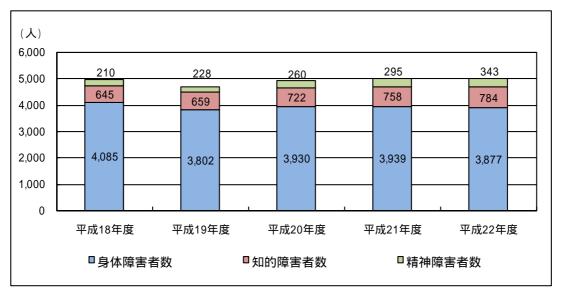


図 1-10 障害者数の推移(資料:彦根市統計書)

障害者数等については、手帳の交付者数としています。



2. 彦根市の住宅事情

(1)住宅ストック

1)住宅数

- ・本市の住宅数は増加傾向にあり、平成20年では50,830戸と世帯数を上回っており、住宅は量的には充足していると考えられます。
- ・平成 20 年の空家数は 8,500 戸、空家率は 16.7%であり、滋賀県の平均(12.9%)と比べてやや多い状況となっています。

	表 1-	2 住宅数	等の推移	単位	∶世帯、戸
	昭和63年	平成5年	平成10年	平成15年	平成20年
世帯数	29,605	32,761	36,157	39,123	42,659
住宅数	31,540	35,040	42,660	46,270	50,830
空家率	10.1%	14.4%	12.8%	16.6%	16.7%

(資料:世帯数...彦根市統計書(住民基本台帳+外国人登録人口) 住宅数·空家率...各年住宅·土地統計調査)

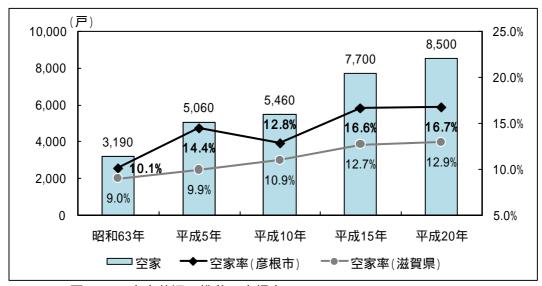


図 1-11 空家状況の推移 (彦根市)(資料:各年住宅·土地統計調査)



2)住宅の所有関係

- ・一般世帯 43,835 世帯のうち、持ち家は 28,446 世帯 (64.9%) 借家等は 15,389 世帯 (35.1%)となっています。
- ・持ち家率の推移を見ると、わずかながら減少傾向にあり、全体に占める割合が 64.9%となっています。
- ・借家については、民営の借家が増加傾向にあり26.0%となっています。

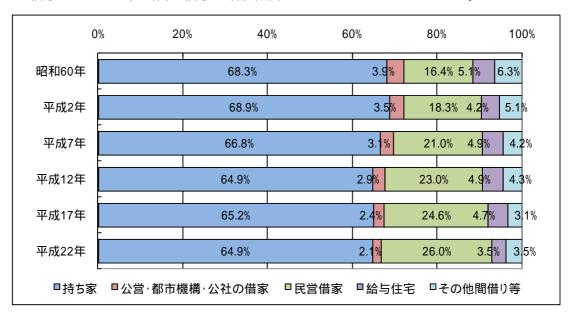


図 1-12 住宅所有関係別一般世帯数の推移(資料:各年国勢調査)

3)建て方別住宅数

- ・建て方別の住宅数は、平成 20 年で一戸建 27,280 戸 (65.0%) 長屋建 740 戸 (1.7%) 共同住宅 13,860 戸 (33.0%) その他 110 戸 (0.3%) となっています。
- ・一戸建の占める割合は、平成10年以降減少し、65%前後で推移しています。他方、共同住宅の占める割合が増加し、30%前後で推移しています。

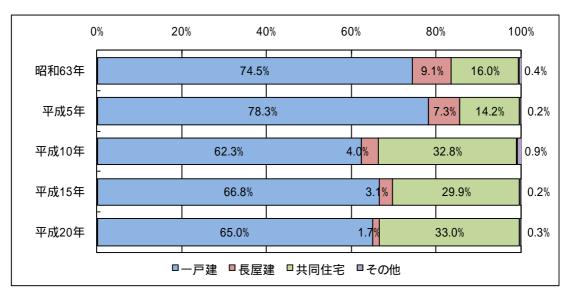


図 1-13 建て方別住宅数の推移(資料:各年住宅・土地統計調査)



4)建築時期別住宅数

・現在の耐震基準は昭和 56 年 5 月にできたもので、以前の耐震基準と区別するために新耐震基準と呼ばれていますが、平成 20 年では、新耐震基準以前に建築された住宅は 12,200 戸で、全体の 30.3%を占めています。

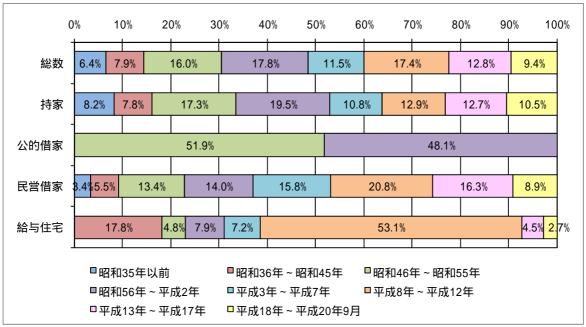


図 1-14 所有関係別·建築時期別住宅数の割合 (資料:平成20年住宅·土地統計調査)

5)住宅規模

・所有関係別の1世帯当たり居住室数は、持ち家6.93室、公営の借家3.69室、都市機構・公社の借家4.00室、民営借家2.49室、給与住宅は2.43室となっています。

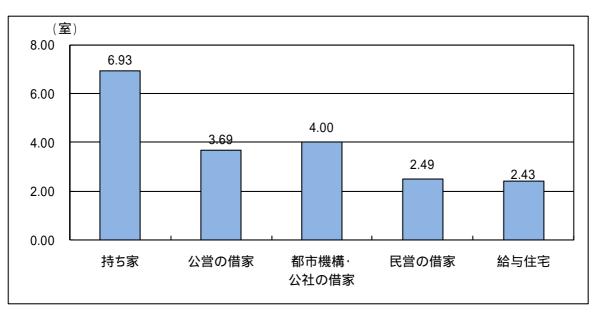


図 1-15 所有関係別 1 世帯あたり居住室数 (資料: 平成 20 年住宅・土地統計調査)



6)居住水準

- ・最低居住水準未満の住宅に居住している世帯の割合は、一時減少しましたが、平成 10年以降増加に転じ、平成 20年には 6.1%となっています。
- ・誘導居住水準以上の住宅に居住している世帯の割合は、平成5年以降約6割を維持しています。
- ・居住水準を家族類型別でみると、誘導居住水準以上世帯の比率が高いのは 65 歳以上の単身世帯と夫婦のみ世帯で、80%を超えています。
- ・一方、65 歳未満の単身世帯では38.3%にとどまっており、また最低居住水準未満世帯の比率が15.8%と最も多くなっています。

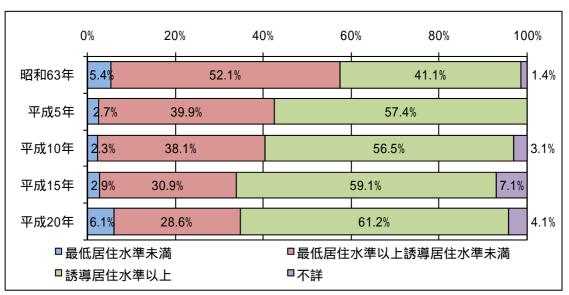


図 1-16 居住水準別世帯数の推移(資料:各年住宅·土地統計調査)

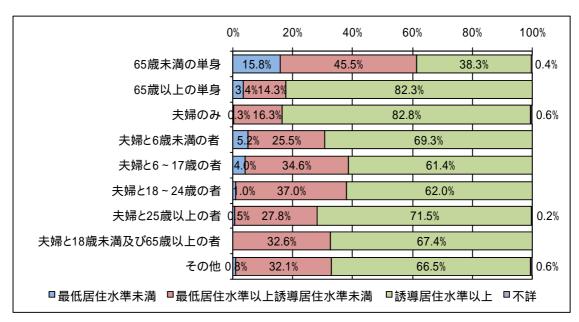


図 1-17 家族類型別の居住水準 (資料:平成 20 年住宅·土地統計調査)



7)耐震化の状況

- ・平成 15 年の住宅・土地統計調査をもとに、平成 19 年の住宅戸数をトレンド法推計により試算すると、住宅総数は、41,326 戸となります。
- ・昭和55年以前の住宅について、国が推計した木造12%、非木造76%の割合で、耐震性を満たすと考えられる住戸概数を算定すると8,902戸が耐震性不十分となります。

表 1-3 耐震化の状況(平成 19 年推計値)

単位:戸

建築年代	総戸数		震性を満たす られる住戸	_		を不十分で られる住戸	
			木造	非木造		木造	非木造
昭和55年以前	11,703	2,801	1,142	1,659	8,902	8,378	524
昭和56年以降	29,623	29,623	14,288	15,335	0	0	0
合 計	41,326	32,424	15,430	16,994	8,902	8,378	524

(資料:彦根市建築物耐震改修促進計画 平成 20 年 3 月)

8) 敷地の接道状況

- ・建築時期が古い住宅ほど敷地に接する道路の幅員は狭くなっています。
- ・敷地に接する道路の幅員が4m未満となっている住宅が約30%あります。

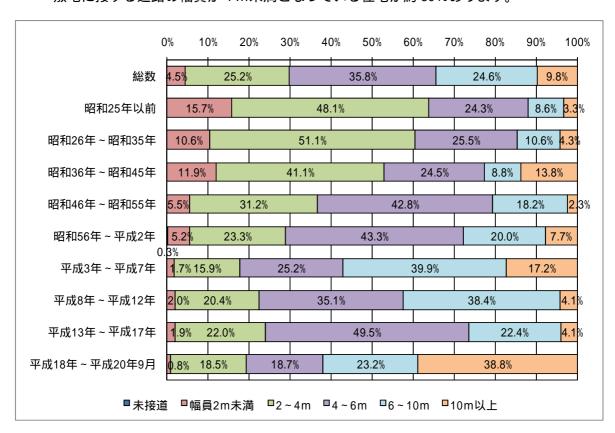


図 1-18 建築時期別敷地の接道状況 (資料:平成 20 年住宅・土地統計調査)



(2)住宅需要

1)新築住宅着工動向

- ・平成22年の着工数は743戸で、近年は減少傾向にあります。
- ・利用関係別に見ると、平成 21 年まで着工数が最も多いのは貸家でしたが、平成 20 年をピークに大幅に減少しています。持家の着工数は 500 戸前後で推移しています。



図 1-19 新築住宅着工動向(資料:滋賀県 ℍ)

2)家賃状況

・平成 20 年の 1 か月当たりの家賃は、民営借家で 47,383 円と最も高くなっており、次いで都市再生機構・公社の借家が 43,600 円、給与住宅が 16,807 円、公営の借家が 14,422 円となっています。

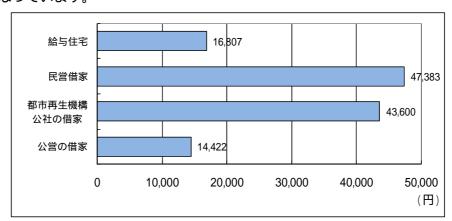


図 1-20 専用住宅の所有関係別 1 か月当たり家賃状況 (資料:平成 20 年住宅・土地統計調査)

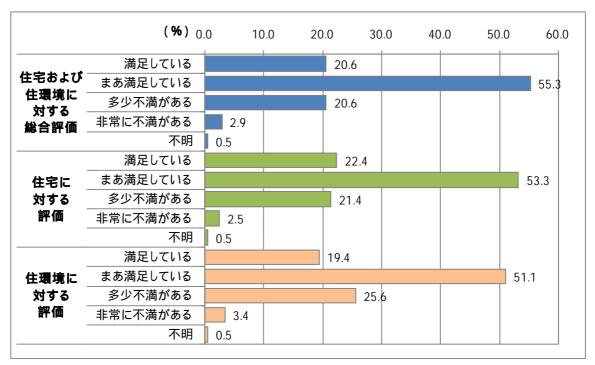
(3)公営住宅の状況

- ・市営住宅642戸、改良住宅112戸、県営住宅219戸が整備されています。
- ・市営住宅の構造別戸数は、木造が12戸(1.9%) 準耐火構造平屋建が216戸(33.6%) 準耐火構造2階建が192戸(29.9%) 耐火構造2階建が8戸(1.3%) 中層耐火構造が214戸(33.3%)となっています。



(4)住宅・住環境ニーズの状況

- 1)現在の住まいに対する感じ方 住宅および住環境に対する総合評価
- ・住宅および住環境に対する総合評価についてみると、「非常に不満がある」が 2.9%、「多 少不満がある」が 20.6%であり、不満率 (「非常に不満がある」と「多少不満がある」 を合わせた率) は 23.5%となっています。
- ・一方、「満足している」は 20.6%であり、「まあ満足している」の 55.3%と合わせると 75.9%と高い割合となっています。



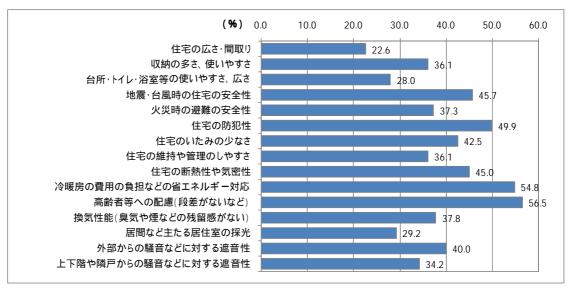
(資料:平成20年滋賀県住生活総合調査)

住宅・住環境ニーズの状況については、平成 20 年滋賀県住生活総合調査のうち、湖東地域 (彦根市、愛荘町、甲良町、多賀町、豊郷町)の集計データを記載しています。



住宅に対する評価、住宅の各要素に対する評価(不満率)

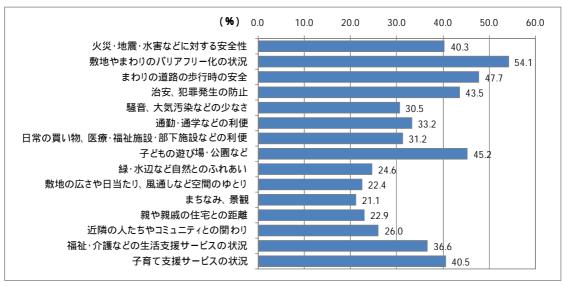
・住宅の各要素に対する不満率をみると、「高齢者等への配慮」の 56.5%が最も高い割合であり、次いで「冷暖房の費用負担などの省エネルギー対応」の 54.8%、「住宅の防犯性」の 49.9%、「地震・台風時の住宅の安全性」の 45.7% となっています。



(資料:平成20年滋賀県住生活総合調査)

住環境に対する評価、住環境の各要素に対する評価 (不満率)

- ・住環境の各要素に対する不満率をみると、「敷地やまわりのバリアフリー化の状況」が最も多く54.1%に上っています。
- ・「まわりの道路の歩行時の安全」(47.7%)、「子どもの遊び場・公園など」(45.2%)、「子育て支援サービスの状況」(40.5%)といった公共施設に対する不満率が高くなっています。
- ・また、「治安、犯罪発生の防止」(43.5%)、「火災・地震・水害などに対する安全性」(40.3%)といった防犯・防災に対する不満率も高い傾向となっています。

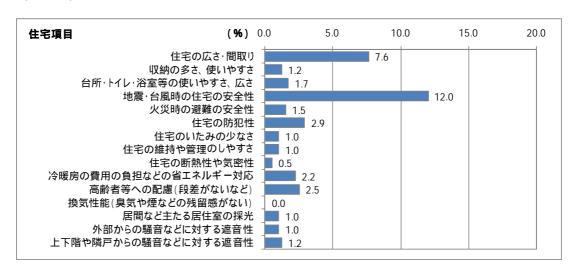


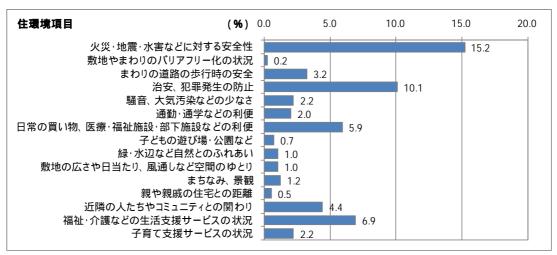
(資料: 平成 20 年滋賀県住生活総合調査)



住まいにおいて重要と思う点

- ・住まいにおいて最も重要と思う点としてあげる世帯が多い項目は、「火災・地震・水害などに対する安全性」(15.2%)、「地震・台風時の住宅の安全性」(12.0%)、「治安、犯罪発生の防止」(10.1%)となっています。
- ・次いで、「住宅の広さ・間取り」(7.6%)、「福祉・介護などの生活支援サービスの状況」 (6.9%)となっています。





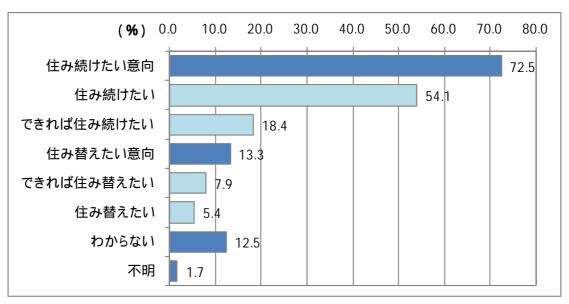
(資料: 平成 20 年滋賀県住生活総合調査)



2)今後の住まい方の意向

居住継続の意向

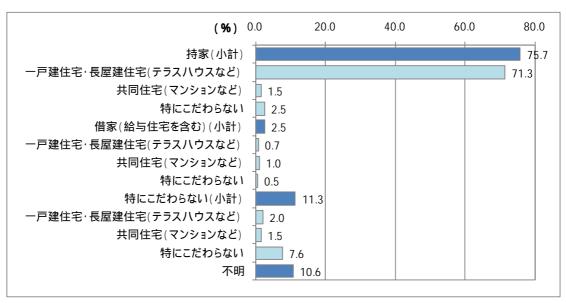
・現在の住まいに住み続けたいとする世帯の割合は72.5%であり、反対に住み替えたいとする世帯(「住み替えたい」と「できれば住み替えたい」の合計)の13.3%比べて高い傾向となっています。



(資料: 平成 20 年滋賀県住生活総合調査)

今後の住まいに関する意向

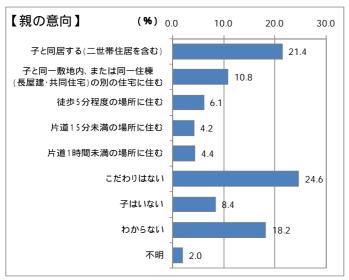
・今後住むとしたら持家が良いとする世帯の割合は 75.7%であり、「借家(給与住宅を含む)」(2.5%)、「特にこだわらない」(11.3%)と比べて高い傾向となっています。



(資料:平成20年滋賀県住生活総合調査)



- 3)子·親との住まい方および高齢期における住まい方の意向 高齢期の親と子の住まい方の意向
- ・親の意向としての高齢期における子との住まい方については、「こだわりはない」世帯が24.6%で最も高く、次いで「子と同居する(二世帯住宅を含む)」世帯が21.4%、「わからない」が18.2%となっています。
- ・子の意向としての高齢の親との住まい方については、「親と同居する」世帯が 27.8%で 最も高く、次いで「こだわりはない」世帯が 14.5%、「わからない」が 12.0%となって います。



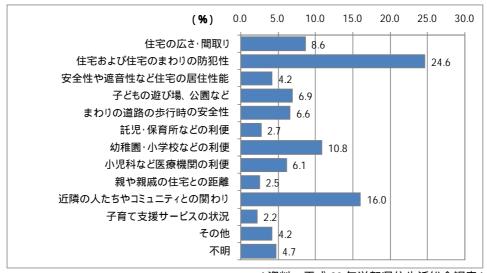


(資料: 平成 20 年滋賀県住生活総合調査)

4) 子育ての環境等

子育てにおいて重要と思う要素

・子育てにおいて、住宅や住環境で重要と思う要素で最も高いのは、「住宅および住宅のまわりの防犯性」で24.6%、次いで「近隣の人たちやコミュニティとの関わり」が16.0%、「幼稚園、小学校などの利便」が10.8%の順となっています。



(資料: 平成 20 年滋賀県住生活総合調査)



3. 民間事業者の意向把握

彦根市における民間事業者(宅地建物取引業者等)に対して、住宅に関する民間事業者から見た住宅需要や入居者のニーズ、住宅市場の状況について把握するため意向調査を実施しました。

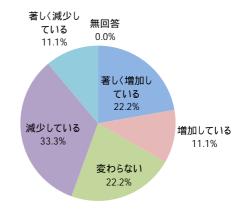
(1)調査の概要

表 1-4 調査方法と回収結果

調査地域	彦根市
調査対象	彦根市内の民間事業者
調査方法	郵送による配付、回収
調査実施期間	平成 23 年 10 月 31 日 (月)~平成 23 年 11 月 11 日 (金)
有効回収率	56%(配付:16 社、有効回収数 9 社)

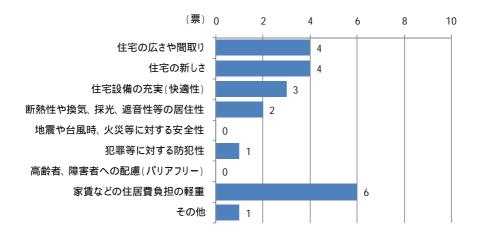
(2)結果概要

- 1)近年の住宅需要について 近年の賃貸住宅(マンション、アパート、借家)の住宅需要
- ・近年の賃貸住宅の住宅需要については、「著しく減少している」と「減少している」を合わせると約4割となり、「著しく増加している」と「増加している」を合わせた約3割より多くなっています。



賃借者のニーズ(住居に対するニーズ)

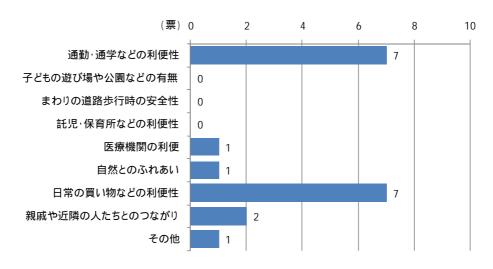
・賃貸者の住居に対するニーズとしては、「家賃などの住居費負担の軽重」(28.6%)が最も多く、次いで「住宅の広さや間取り」、「住宅の新しさ」(19.0%)となっています。

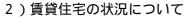




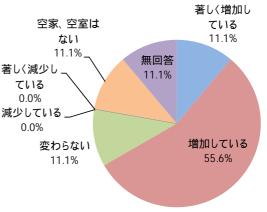
賃借者のニーズ (周辺環境に対するニーズ)

・賃貸者の周辺環境に対するニーズとしては、「通勤・通学などの利便性」、「日常の買い物などの利便性」(36.8%)といった意見が多くなっています。



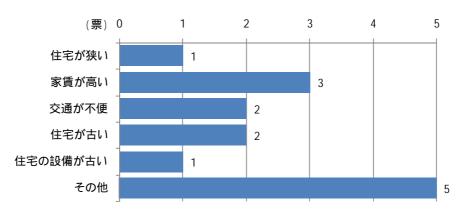


空家、空室の動向



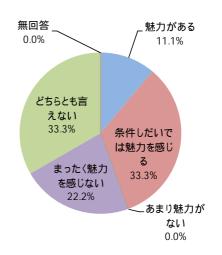
空家、空室となる原因

・空家、空室となる原因としては、「その他」の意見が多く、その中では需要に対して供 給量が多いことが指摘されています。



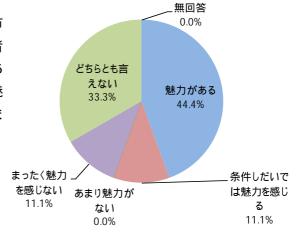


- 4)行政との協働について 借上公営住宅について
- ・民間の事業者が建設した住宅を市が一定期間借り上げ、市営住宅として供給することについては、「条件しだいでは魅力を感じる」(33.3%)が最も多く、「魅力がある」と合わせると約44%に上っています。



住宅確保要配慮者への住宅の提供

・住宅確保要配慮者への住宅の提供に対して、市が家賃補助(家賃の一部を家主もしくは入居者に補助する)を行う場合については、「魅力がある」(44.4%)が最も多く、「条件しだいでは魅力を感じる」と合わせると約55%に上っています。





4. 旧彦根市住宅マスタープランの課題と現状

平成9年度に策定した「彦根市住宅マスタープラン」(以下、旧計画という。)の課題は以下のとおりです。

また、旧計画策定時の状況と現状を比較すると、すべての状況が改善されているとはいえず、さらに課題の解消に向けて取り組みを進めていく必要があります。

(1)住宅ストックに関する課題

1)公的住宅の建替推進

- ・彦根市の公的住宅数は、県下の他市と比べると若干少ない割合となっています。
- ・耐用年数の 1/2 を経過した建替対象団地が多くなっています。

表 1-5 旧計画策定時の状況と現状

	計画策定時	現状
公営住宅数	863 戸	861 戸
住宅総数に占める公営住宅の割合	2.4%	1.7%
耐用年数の 1/2 を経過した市営住宅の比率	61.8%	70.4%

(資料:彦根市住宅管理室調べ)

2) 民間老朽木造住宅地の解消

- ・築後年数が30年以上の建物の割合が多くなっています。
- ・前面道路の幅員が狭く災害時の安全性に対する危険度が高くなっています。
- ・店舗等との併用住宅も多く、空家率も高くなっています。

表 1-6 旧計画策定時の状況と現状

	平成 10 年	平成 20 年
築後 30 年以上の建物数とその割合	7,570 戸 (21.0%)	12,180 戸 (30.5%)
敷地に接する道路の幅員が 4m未満の住宅数 とその割合	16,870 戸 (45.7%)	12,510 戸 (29.8%)
空家数とその割合	5,460 戸 (12.8%)	8,500 戸 (16.7%)

(資料: 各年住宅・土地統計調査)



3) 高齢社会等に向けた対応

・高齢化が進展するものと予測される中、高齢者や障害者が安全・安心・快適に居住できる住宅(段差解消や浴室・トイレの手すり設置等)へと改善を図っていく必要があります。

表 1-7 旧計画策定時の状況と現状

		平成 10 年	平成 20 年
高幽	铃者等のための設備がある	17,460戸(47.3%) 1	21,770戸(51.8%) ¹
	手すりがある	11,640戸(31.6%) ²	18,500戸(44.0%) 2
	廊下などが車椅子で通行可能	5,290戸(14.3%) ²	7,100戸(16.9%) 2
	段差のない屋内	2,600戸(7.0%) 2	8,790戸(20.9%²)
高幽	鈴者等のための設備がない ¹	18,760戸(50.9%) 1	18,490戸(44.0%) 1

- 1:不詳の住宅があるため、設備がある住戸と設備がない住戸の合計が 100%となりません。
- 2:一つの住戸に複数の設備がある住戸があるため合計数とは一致しません。

(資料:各年住宅・土地統計調査)

(2)住宅フロー(供給)に関する課題

- 1)中堅所得者層向け民間住宅の供給促進
- ・中心市街地において高齢化および空家率の増加がみられます。
- ・中堅所得者層が定住できる適正な負担による良好な住宅の確保が求められています。
- ・ライフステージに応じた住み替えが可能なシステムの構築を図る必要があります。

表 1-8 旧計画策定時の状況と現状

TO THE		
	計画策定時	現 状
特定優良賃貸住宅数	78 戸	60 戸

(資料:彦根市住宅管理室調べ)

- 2)公営住宅建替により居住性を高めることによる高齢者、低所得者への対応
 - ・高齢者世帯や低所得者等のニーズに的確に対応していく必要があります。
 - ・入居者のライフステージに応じた住替えシステムを確立する必要があります。

表 1-9 旧計画策定時の状況と現状

	計画策定時	現 状			
市営住宅の建替え状況	4 団地	7 団地			

(資料:彦根市住宅管理室調べ)



3)バリアフリー住宅への対応

・住宅・住環境の分野においても早急に高齢社会を展望した施策の展開が求められていま す。

状況については表 1-7 参照

4)環境共生住宅への対応

・屋上緑化や壁面緑化を図るとともに、雨水、太陽熱、風力などを利用した環境への負荷 を少なくする環境共生住宅の検討が必要です。

表 1-10 旧計画策定時の状況と現状

	平成 15 年	平成 20 年
太陽熱を利用した温水機器等がある住宅数	3,980 戸	3,100戸
と割合	(10.4%)	(7.4%)
太陽光を利用した発電機器がある住宅数と	280 戸	840 戸
割合	(0.7%)	(2.0%)
二重サッシまたは複層ガラス窓のある住宅 数と割合 (すべての窓・一部の窓の合計)	5,990 戸 (15.7%)	8,800戸 (21.0%)

(資料:各年住宅・土地統計調査)

5)大学など学校を活かしたまちづくり

・まちと大学との相互交流が促進される"新しい彦根"を創出する必要があります。

表 1-11 旧計画策定時の状況と現状

	計画策定時	現状
大学村の住戸数	201 戸	201 戸

(資料:彦根市住宅管理室調べ)



6)地域性を考慮した住環境の維持・向上

- ・地域性を考慮した多様な住宅施策の展開が求められています。
- ・木造住宅密集地では、延焼遮断帯緑地や避難路などの整備による防災性の向上を進めて いくことが必要です。
- ・市街化区域内農地については宅地化の推進を図るとともに、地区計画や建築協定などに より良好な住宅地の形成をめざす必要があります。

表 1-12 旧計画策定時の状況と現状

	計画策定時	現状
地区計画数	1 件	5 件
建築協定数	0 件	5 件

(資料:彦根市都市計画課・建築指導課調べ)



第2章 住宅政策における今後の課題

今後対応すべき主要な課題は、これまで整理した彦根市の住宅・住環境の状況等を考慮すると、以下の4項目に分類できます。

(1) 高齢者社会の進展や障害者のニーズに対応した居住環境の向上

【彦根市の現況】

- ・高齢化が進行しており、老年人口は昭和60年から平成22年で、約2.2倍となっています。
- ・誘導居住水準以上の住宅に居住している世帯の割合は、約6割程度となっています。
- ・平成22年10月1日時点の高齢単身者は3,169人、高齢夫婦世帯は3,293世帯で、昭和60年から平成22年の25年間で高齢単身者は3倍、高齢夫婦世帯は5倍となっています。
- ・高齢単身者は、75歳以上の後期高齢者が大幅に増加しています。
- ・平成22年度末時点における生活保護の被保護世帯数は、708世帯となっており、年々増加しています。
- ・平成22年度末時点の障害者数は、身体障害者3,877人、知的障害者784人、精神障害者343人となっています。

【住宅・住環境ニーズ】

- ・住宅の各要素に対する不満が高い項目は、「高齢者等への配慮(段差がないなど)」 の56.5%が最も高い割合となっています。
- ・住環境の各要素に対する不満が高い項目は、「敷地やまわりのバリアフリー化の状況」が最も多く54.1%に上っています。また、「まわりの道路の歩行時の安全性」(47.7%)、「子どもの遊び場・公園など」(45.2%)、「子育て支援サービスの状況」(40.5%)といった公共施設に対する項目も不満の高い項目となっています。



課題 〔高齢者社会の進展や障害者のニーズに対応した居住環境の向上〕

低所得者や住宅確保要配慮者(高齢者・障害者・子育て世帯等)のニーズに対応した 住宅セーフティネットの充実を図る必要があります。

居住水準の向上、居住における快適性や利便性、ゆとりやうるおい等、市民の多様な ニーズに応える必要があります。

誰もが安全で安心して移動でき、自立した日常生活や社会生活を送れるよう、今後も 公共施設や公共交通施設等のバリアフリー化を進める必要があります。



(2)まちづくりと一体化した定住化の促進

【彦根市の現況】

- ・平成20年の空家数は8,500戸、空家率は16.7%であり、滋賀県の平均(12.9%)と比べてやや多い状況となっています。
- ・入居者のニーズに対応した住宅の建設が行われることにより、ニーズに対応できてい ない住宅では空家が増加しています。大学村については、大学周辺に学生向け賃貸住 宅が建設されるなどの要因により空家が生じています。
- ・持ち家率は減少傾向にあり、全体に占める割合が64.9%となっています。
- ・借家については、民営の借家が増加傾向にあり26.0%となっています。
- ・人にやさしい魅力のある住環境づくりとして、本町地区、野瀬町高畦地区、川瀬馬場町野中地区、彦根駅東地区、里根・古沢地区で都市計画法に基づく地区計画を定め、建築物の用途や高さ、壁面位置等のルールにより、地区の個性に合わせた良好な市街地環境の形成を図っています。
- ・住宅地としての環境を保全、維持していくために、区域内の土地所有者で、建築物の 敷地、位置、用途および形態に関する基準を定めた建築協定の認可を行っています。

【住宅・住環境ニーズ】

- ・現在の住まいに住み続けたいとする世帯の割合は72.5%であり、反対に住み替えたいとする世帯(「住み替えたい」と「できれば住み替えたい」の合計)の13.3%比べて高い傾向となっています。
- ・今後住むとしたら持家が良いとする世帯の割合は75.7%であり、「借家(給与住宅を含む)」(2.5%)、「特にこだわらない」(11.3%)と比べて高い傾向となっています。



課題 〔まちづくりと一体化した定住化の促進〕

中心市街地は郊外の住宅地への住み替えが続く等、居住人口の減少と「空家」や「空地」が増加しています。また、歴史的建造物が滅失する傾向にあることから、空家や空地の有効活用、歴史的建造物の保存等を進めていく必要があります。

民間住宅市場において、空家を含む既存住宅ストックが適切に維持管理され、循環利 用されるための仕組みづくりを行う必要があります。

歴史的なまちなみが残る地域では、歴史的風致を維持向上させるため、地域の実情に 応じた固有のまちづくり計画を策定する必要があります。

歴史的建造物に対する市民の関心が高まり、まちなみや周辺環境も含めた保存整備を 行っていく必要があります。



(3)安全・安心な住まいづくりの推進

【彦根市の現況】

- ・平成20年における新耐震基準となった昭和56年5月以前に建築された住宅は12,200戸で、全体の30.3%を占めています。
- ・敷地の接道状況では、4m未満の狭あい道路に接する住宅が約30%あります。

【住宅・住環境ニーズ】

- ・住環境の各要素に対する不満が高い項目は、「治安、犯罪発生の防止」(43.5%)、「火災・地震・水害などに対する安全性」(40.3%)といった防犯・防災に対する不満率が高い傾向となっています。
- ・住まいにおいて最も重要と思う点としてあげる世帯が多い項目は、住宅項目では、「地震・台風時の住宅の安全性」(12.0%)、住環境項目では、「火災・地震・水害などに対する安全性(15.2%)、「治安、犯罪発生の防止」(10.1%)となっています。



課題 〔安全・安心な住まいづくりの推進〕

昭和56年5月以前に建築された住宅は、現行の耐震基準を満たさない恐れがあり、地震時の倒壊により人的・経済的な被害の発生が懸念されます。このようなことから、住宅の耐震診断を実施し、耐震基準を満たさない住宅の耐震改修や耐震シェルターの設置について普及啓発を図る必要があります。

市内には4mに満たない道路(狭あい道路)が多数あり、救急・消防活動および安全な住宅地の形成に支障となっています。このようなことから、狭あいな生活道路について利用実態に合わせた改善を行う必要があります。

近年、局所的集中豪雨により、各地域で道路冠水や床下浸水が相次いでいることから、 計画的な河川、水路の改修整備を図る必要があります。

近年、全国的に甚大な土砂災害が多発していることから、山間部では砂防施設の整備 要望が多く、がけ崩れや落石防止の対策を推進する必要があります。

犯罪が発生しにくい地域社会の実現に向けて、自主防犯活動の充実を図るとともに、 環境の整備や青少年の健全育成などに、地域、行政、事業者が一体となって取り組む 必要があります。



(4)旧計画から引き継ぐ課題

旧計画から引き継ぐ課題としては、以下のようなものがあります。

【彦根市の現況】

- ・耐用年数の1/2を経過した公営住宅の比率が61.8%から70.4%に増えています。
- ・築30年以上の建物の割合が21.0%から30.5%と増加しています。
- ・接道が4m未満の住宅数は減少していますが、依然として30%の住宅の接道が4m未満となっています。
- ・空家の割合が12.8%から16.7%と増加しています。
- ・高齢者等のための設備がある住宅は増加しているものの、44%の住宅で設備なしとなっています。
- ・環境に配慮された住宅の数が増加していますが、引き続き環境負荷の低減を図る必要があります。



課題 〔環境に配慮した住まい・まちづくりの推進〕 旧計画から引き継ぐ課題(課題 ~ と重複する課題を除く)

本市は「彦根市低炭素社会構築都市宣言」を平成20年7月に行い、今後とも、住宅分野においても温室効果ガスの排出削減のための行動を実践していかなければなりません。



第3章 住宅政策の基本理念・基本目標

1. 住宅政策の基本理念

住まいは、住環境やまちを構成する重要な要素であり、人々の暮らしや地域のコミュニティ形成の場でもあります。また、住まいは単なる個人の生活の場であるだけでなく、 豊かな社会を築くための資産としての性格を持つものです。

住まい・まちづくりに関しては、地域の恵まれた自然環境と産業に配慮した施策を図るとともに、市民が安全・安心に居住できる住環境を整え、長く住み続けられる住環境づくりを推進していく必要があります。

彦根市総合計画基本構想では、基本構想のコンセプトとして「風格と魅力ある都市の 創造」を掲げ、めざすまちの姿として「~伝統と未来をつなぐ、住みたくなるまち ひこね~」としています。

また、彦根市都市計画マスタープランでは、「市民とつくる安心・元気・個性豊かなま ちづくり」を都市づくりの理念とし、「だれもが生活しやすい安全で安心なまち」「彦根の 活力を生む産業が育つまち」「市民が誇れる水と緑と歴史文化の豊かなまち」を都市づく りの目標に掲げています。

以上から、上位計画や住宅政策における今後の課題を踏まえて、住宅政策の基本理念 を次のように設定します。

彦根市総合計画

【基本構想のコンセプト】

「風格と魅力ある都市の創造」

【めざすまちの姿】

「~伝統と未来をつなぐ、住みたくなるまち(ひこね~」

彦根市都市計画マスタープラン

【都市づくりの理念】

「市民とつくる安心・元気・個性豊かな まちづくり」

【都市づくりの目標】

- 「だれもが生活しやすい安全で安心なまち」
- 「彦根の活力を生む産業が育つまち」
- 「市民が誇れる水と緑と歴史文化の豊かなまち」

彦根市の住宅政策における今後の課題

- 「高齢者社会の進展や障害者のニーズに対応した居住環境の向上」
- 「まちづくりと一体化した定住化の促進」
- 「安全・安心な住まいづくりの推進」
- 「環境に配慮した住まい・まちづくりの推進」

住宅政策の基本理念 豊かな歴史・文化・自然を育む 風格と魅力ある住まい・まちづくり



2.目指すべき将来像

これまでに挙げられた課題を踏まえ、住宅政策の基本理念『豊かな歴史・文化・自然 を育む 風格と魅力ある住まい・まちづくり』に基づく住生活像として、目指すべき将来 像を定めます。

将来像1

『高齢者や障害者等にやさしい住まい・まちづくり』

住宅セーフティネットとして充実を図るとともに、高齢者や障害者等のニーズに 対応するための住宅の質の向上を図り、誰もが安心して暮らすことのできるまち をめざします。

誰もが安全で安心して移動でき、自立した日常生活や社会生活を送れるようなま ちをめざします。

将来像2

『歴史・文化や地域の特性を活かした住まい・まちづくり』

地域の特徴など彦根らしさを追求する一方、良好な住宅地の確保・充実促進を図ることにより、人にやさしい魅力ある住環境が形成されることをめざします。 歴史まちづくりを実施することにより、市民の誇りとなるまちを実現することをめざします。

まとまりと緩やかな調和をもった良好なまちなみが形成され、歴史的景観など地 域固有の景観が形成されることをめざします。

空家を利活用することにより、管理されていない住宅が減り、地域の住環境が向上されることをめざします。

将来像3

『安全・安心で環境と調和した住まい・まちづくり』

身近な生活道路を拡幅することにより、ゆとりある安全で安心な住宅地が形成されることをめざします。

誰もが安全で安心して暮らし続けることができるよう住宅の耐震性の向上を図り災害に強いまちをめざします。

地球環境への負荷の低減や自然環境との調和を図り、環境との共生が図られた住宅地が形成されることをめざします

自主防犯活動など地域ぐるみの取組により、犯罪が発生しにくい環境が整えられることをめざします。



3.基本目標

目指すべき将来像の実現に向けて、基本目標とその達成状況を示す成果指標を以下のように設定します。

なお、成果指標の設定に当たっては、住生活の将来像を定量的かつ客観的に捉え、成果を具体的に検証できることから、統計調査等により得られるデータの活用を基本とします。

『高齢者や障害者等にやさしい住まい・まちづくり』

表 3-1 成果指標

No	達成状況を示す指標	基準値	目標値	指標の説明等
1	市営住宅の福祉対応型 個別改善戸数割合	36.0% [平成 21 年度]	46.0% [平成 27 年度]	高齢者や障害者に配慮した 市営住宅の割合がわかりま す。
2	高齢者等のための設備 の設置率	51.8% [平成 20 年度]	75.0% [平成 32 年度]	高齢者等のための設備がある住宅の割合がわかりま す。
3	重点整備地区における 歩道のバリアフリー整 備率	63% [平成 21 年度]	84% [平成 27 年度]	高齢者や障害者に配慮した 歩道がどれだけ整備された かがわかります。

『歴史・文化や地域の特性を活かした住まい・まちづくり』

表 3-2 成果指標

No	達成状況を示す指標	基準値	目標値	指標の説明等
1	歴史的風致形成建造物 の指定件数	6 件 [平成 21 年度]	18 件 [平成 29 年度]	歴史的風致を維持向上される ための拠点施設の充実状況が わかります。
2	景観形成地域指定件数	5 地域 [平成 21 年度]	8 地域 [平成 27 年度]	各地域内に定められた行為の制限事項により、まちなみの調和が広域的に図られることがわかります。
3	最低居住面積水準未満 率	6.1% [平成 20 年度]	早期に解消	最低居住水準未満の住宅に住 む世帯の割合がわかります。



『安全・安心で環境と調和した住まい・まちづくり』

表 3-3 成果指標

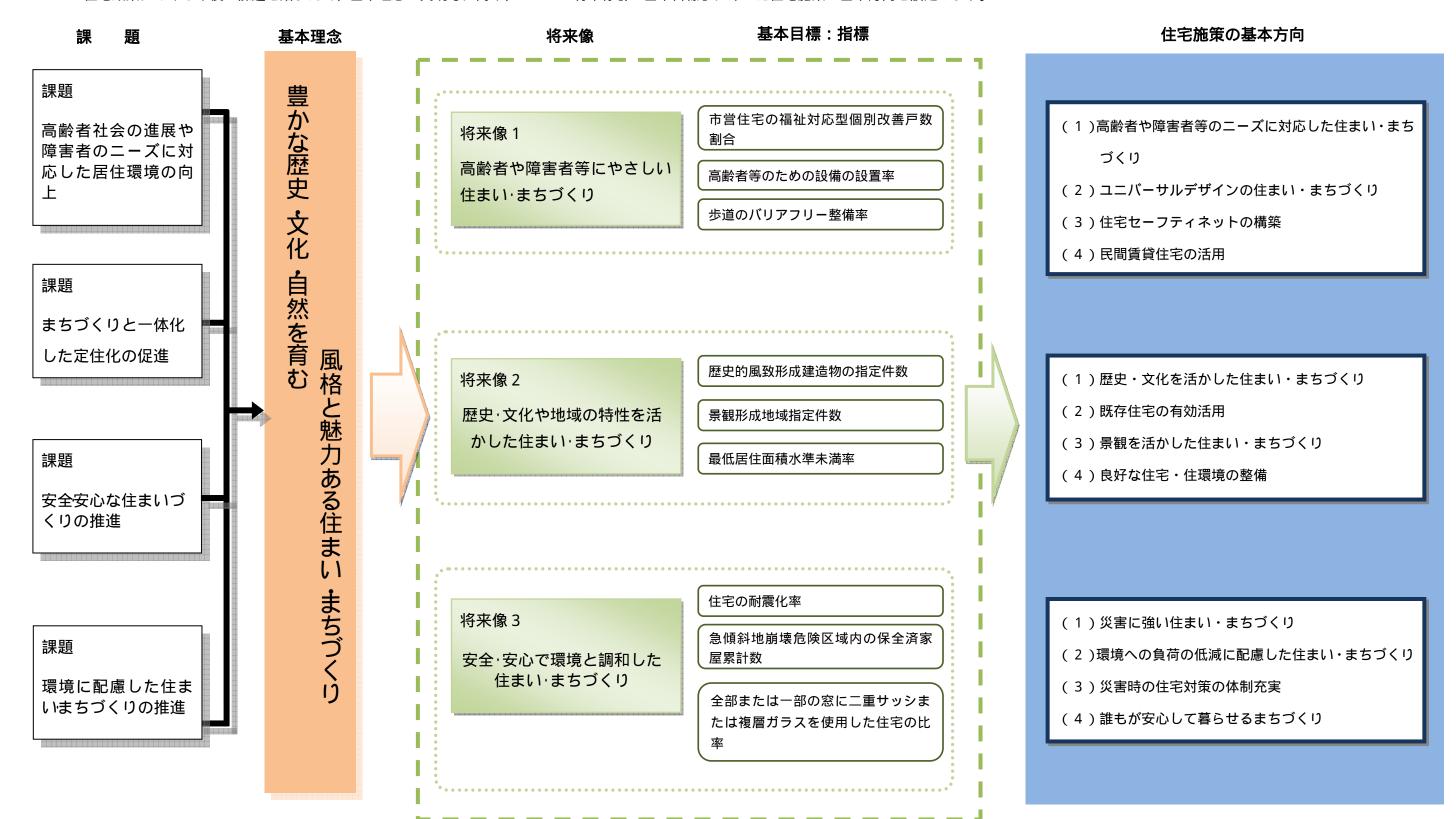
No	達成状況を示す指標	基準値	目標値	指標の説明等
1	住宅の耐震化率	80.0% [平成 19 年度]	90.0% [平成 27 年度]	住宅総数に対する耐震性を 満たしている住宅の割合が わかります。
2	急傾斜地崩壊危険区域 内の保全済家屋累計数	212 戸 [平成 21 年度]	235 戸 [平成 27 年度]	急傾斜地崩壊危険区域内の 安全対策の状況がわかりま す。
3	全部または一部の窓に 二重サッシまたは複層 ガラスを使用した住宅 の比率	21.0% [平成 20 年度]	40% [平成 32 年度]	省エネ対策をしている住宅 の割合がわかります。



第4章 住宅政策の展開方向

1.住宅政策の体系と基本方向

住宅政策における今後の課題を踏まえて、基本理念の実現等に向け、3つの「将来像」、「基本目標」に即した住宅施策の基本方向を設定します。





2. 住宅施策の基本方向

将来像1 高齢者や障害者等にやさしい住まい・まちづくり

施策の基本方向

- (1) 高齢者や障害者等のニーズに対応した住まい・まちづくり
- (2) ユニバーサルデザインの住まい・まちづくり
- (3)住宅セーフティネットの構築
- (4)民間賃貸住宅の活用

(1) 高齢者や障害者等のニーズに対応した住まいまちづくり

高齢者や障害者等すべての人が住み慣れた家や地域で暮らせるよう、住宅のバリアフリー化等への支援を行い、高齢者や障害者等にやさしい住宅へのリフォームの推進を図ります。

また、公営住宅等においても高齢者に対応するための改善工事を順次進めていき、高齢者の安心な居住の確保を推進します。

《取り組む施策例》

高齢者・障害者への住宅改修の助成 公営住宅の高齢者対応工事、入居替えの実施 既存住宅のバリアフリー化の促進 グループホーム・ケアホームの整備に対する補助

(2) ユニバーサルデザインの住まい・まちづくり

誰もが安全で安心して移動でき、自立した日常生活や社会生活を送れるよう、公共施設や公共交通施設等のバリアフリー化を進めるとともに、誰もが安全で快適な住生活を営めるようにするため、建物建築時等において、「バリアフリー法」や「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づき指導・啓発を行い、建築物のバリアフリー化を推進します。

《取り組む施策例》

公共施設のバリアフリー化の推進 バリアフリー法、だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例に基づく指導·啓発

公共交通施設等のバリアフリー化



(3)住宅セーフティネットの構築

高齢者や障害者、ひとり親世帯等の社会的弱者に対し、居住の安定を確保するため、 公営住宅への優先入居等を推進していくとともに、高齢者が安心して生活できる住まいと してのサービス付き高齢者向け住宅の周知、グループホーム・ケアホームなど住まいの場 の確保や障害者等への住宅入居等の支援について検討を行います。

《取り組む施策例》

公営住宅への優先入居 事業者に対するサービス付き高齢者向け住宅の周知 高齢者へのサービス付き高齢者向け住宅の周知 地域包括ケアシステムとの連携

(4)民間賃貸住宅の活用

限られた財政運営の中で住宅確保要配慮者に対し公営住宅を円滑に供給していくため、 民間賃貸住宅への家賃補助や借上公営住宅による民間賃貸住宅ストックの活用について 検討を行います。

《取り組む施策例》

公営住宅対象世帯が民間賃貸住宅に入居する場合の家賃補助や借上公営住宅の 検討



将来像2 歴史・文化や地域の特性を活かした住まい・まちづくり

施策の基本方向

- (1)歴史・文化を活かした住まい・まちづくり
- (2)既存住宅の有効活用
- (3)景観を活かした住まい・まちづくり
- (4)良好な住宅・住環境の整備

(1)歴史・文化を活かした住まい・まちづくり

本市では、伝統産業、伝統行事および伝統芸能などの市民の活動が現在も引き継がれており、歴史上価値の高い建造物と周辺の市街地とが一体となって、情緒や風情のあるきわめて良好な市街地の環境が今も維持されており、まちなみや周辺環境の保存整備を実施することにより貴重な歴史的風致を良好な形で後世に伝えていきます。

《取り組む施策例》

街なみ環境整備事業、歴史的建造物の保存と活用 道路の修景や案内板の設置 地域まちづくり計画の策定 伝統的建造物群保存地区制度の活用

(2)既存住宅の有効活用

地域の住環境を改善し、限られた資源を有効活用するために、空家となっている建物を 利活用するためのデータバンクの構築を支援します。また、既存住宅の有効活用、住宅の 長寿命化を推進するために、適切な住宅リフォームや維持管理の普及促進を図ります。

《取り組む施策例》

空家情報の収集・提供方法の検討 空家、空き建築物の有効活用の検討 公営住宅の長寿命化の促進



(3)景観を活かした住まいまちづくり

本市の景観は、歴史的雰囲気を色濃く残すまち、山並みに包まれたまち、田園風景と一体となったまちなど、特色を持ったまちが集まって形づくられています。自然環境の悪化や土地利用による住環境の変化により、景観が損なわれないよう景観形成を進めていきます。

《取り組む施策例》

彦根市景観条例の周知、彦根市景観計画の推進 景観重要建造物および景観重要樹木の指定 景観計画区域内の建築行為に対する届出制度による助言・指導

(4)良好な住宅・住環境の整備

持ち家に比べて借家は居住水準が低いものが多く、最低居住水準に達しない住宅を解消するために、狭小な賃貸住宅の建替えの誘導を図り、居住水準の向上に努めます。

《取り組む施策例》

住宅性能水準、居住環境水準、最低居住面積水準、誘導居住面積水準の周知 最低居住水準を満たす住み替えの促進



将来像3 安全・安心で環境と調和した住まい・まちづくり

施策の基本方向

- (1)災害に強い住まい・まちづくり
- (2)環境への負荷の低減に配慮した住まいづくり・まちづくり
- (3)災害時の住宅対策の体制充実
- (4)誰もが安心して暮らせるまちづくり

(1)災害に強い住まい・まちづくり

耐震・耐火など災害に強い住宅ストックを形成するため、耐震改修促進計画に基づき、 建築基準法の耐震基準が強化された昭和 56 年 5 月以前に建築された住宅に対する耐震診 断、耐震改修を促進します。また、救急・消防活動等の支障となる狭あい道路の拡幅につ いて検討します。

また、安全で安心できる住環境の確保を図るため、河川、浸水対策下水道雨水幹線の整備や土砂災害を軽減するため、計画的な砂防施設の整備を推進します。

《取り組む施策例》

耐震診断への支援(耐震診断員の派遣·助成)耐震改修、耐震シェルター設置への支援河川、浸水対策下水道雨水幹線の整備砂防施設の整備

(2)環境への負荷の低減に配慮した住まい・まちづくり

環境問題に関心が高まる中、住宅づくりにおいても環境への負荷の低減を図るため、住宅の省エネルギー化、太陽光等の再生可能エネルギーの活用、雨水の再利用、建築系廃棄物の再利用などの普及啓発を行っていきます。

《取り組む施策例》

太陽光発電等の導入促進 建設リサイクル法·省エネ法の適正な執行 長期優良住宅の普及促進



(3)災害時の住宅対策の体制充実

大規模な地震等により被災した場合に居住が確保できるように、応急仮設住宅等の供給、住宅相談等の体制を整備し、住宅復興体制の強化を図ります。また、地震の被災に伴う二次災害を防止するため、被災宅地危険度判定や被災建物応急危険度判定の実施による建築物の使用制限などが迅速に行える体制を整備します。

《取り組む施策例》

応急仮設住宅の供給体制の整備、民間賃貸住宅提供等の情報提供 応急仮設住宅建設マニュアルの策定 応急仮設住宅建設用地の把握 避難場所、防災拠点施設の整備

(4)誰もが安心して暮らせるまちづくり

犬上・彦根防犯自治会の活性化を図るとともに、自主的・主体的な地域安全活動の促進 を図ります。また、広報紙発行や街頭啓発などによる地域安全意識の高揚を図ります。

良好な地域コミュニティの維持形成を図るとともに、子育て世帯や高齢者等が地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、地域住民による見守り支援等の取り組みを行います。

《取り組む施策例》

広報紙の発行·街頭啓発 防犯施設の整備充実 相談体制·交流機会充実



第5章 計画実現に向けて

1.計画の推進体制の検討

本計画において検討した施策を推進していくため、関係部局が情報を共有し、施策立案の段階から意見交換を行う等、横断的に施策を推進できる体制の確立を進めるとともに、住まい・まちづくりの主役である市民、住宅の供給や関連サービスの提供者である民間事業者、NPO等の各主体が協働して取り組みを進めることのできる体制づくりを進めます。

1 - 1 市民・民間事業者・行政の役割分担

本計画の実施にあたっては、市民・民間事業者・行政がそれぞれの役割分担のもと、相互に連携・協力して、市民の豊かな住生活を実現することが重要です。

行政の役割

市は、国や滋賀県、関係機関の住まい情報の提供や市営住宅の供給を行うことを通じて、市民の住まいに関する多様なニーズに応えるとともに、よりよい住まいづくりに向け市民と連携し、住まいづくりの知識向上を図ります。また、住宅施策の推進にあたっては、関係部局が情報を共有し、意見交換を行う等、関係部局とより一層の連携を図るとともに、国、滋賀県、関係機関等に対しては、住宅を取り巻く法制度、事業手法の拡充・提言や関連情報の提供を働きかけます。

民間事業者に対しては、行政が持つ住宅情報を適切に提供することにより、民間事業者の意識啓発を図ります。

民間事業者の役割

住宅づくりは、住宅設計技術者、施工業者である工務店や不動産会社等住宅に関連する事業者、在宅福祉等住まい関連の居住サービスを提供する事業者等の活動や技術開発、 情報提供が不可欠です。

民間事業者は、市民の住宅に対するニーズに応えるよう、彦根市にふさわしい住宅供 給やサービスを提供することが期待されます。

市民の役割

彦根市住宅マスタープランは、彦根市の住宅の将来像と住宅施策の基本方針を示した ものであることから、その理念、目標を達成するためには、市民が良質な社会的資産とし ての住まいづくりに理解を示し、主体的に住宅建設やリフォーム、地域との交流を行うこ とを通じて、自らが彦根市の住宅、住環境、地域社会づくりの主役となることが期待され ます。



NPO·市民団体等の役割

NPOは、市民や民間事業者に対して住宅の維持・管理に関する情報提供の支援等を行うとともに、市民と行政との橋渡し役としての役割等が期待されます。今後は、地域住民や行政との良好なパートナーシップのもと、高齢者や障害者等の居住に対する支援や住宅に関する文化や技術の維持・継承を行う等、住まい・まちづくり施策に密接に関連する取り組みが望まれます。

また、各種市民団体等は、行政とのパートナーシップをさらに高めることにより、市 民の住まいづくりと地域のまちづくりに寄与していくことが期待されます。

1 - 2 連携の考え方

住宅施策は市民の生活と密接にかかわっていることから、市民の要望を的確に捉えた 施策実施が必要です。また、住宅施策の実施には、市民の幅広い理解と協力が欠かせない ことから、市民との協働による取り組みが必要です。

住民参加型の住まい・まちづくりの推進にあたり、市民及び市民団体等が必要とする情報が容易に得られるようにするとともに、市民の要望等が行政に的確に反映されるようにするため、市民及び市民団体等との連携に努めます。

彦根市の住まいの魅力を市民自身が自覚し、守り続けていくことに官民が一体となって取り組んでいきます。

市民が住まい・まちづくりの主体として自覚を強め、行政とのパートナーシップ によって、彦根市らしい住まい方を進めます。



2. 進行管理方法の検討

本計画において位置づけた各施策については、関係各課との連携、市民、民間事業者との協働のもと、効率的に推進を図っていきますが、上位関連計画の見直しや社会経済情勢の変化等を踏まえ、概ね5年ごとに計画の見直しを行います。

見直しにあたっては、基本理念の実現に向けて設定した成果指標の推移と達成状況を把握し、具体的施策の進捗や検討事項の実施状況を確認するとともに、社会情勢の変化や市民ニーズ等を踏まえ、既存施策の見直しや新たな施策の立案を行い、新たに 10 年間の計画を策定します。

具体的には、計画(Plan)を、実行に移し(Do) その結果・成果を評価し(Check) 改善し(Action) 次の計画(Plan)へとつなげていき、住宅マスタープランの実現・推進のための進行管理を行います。

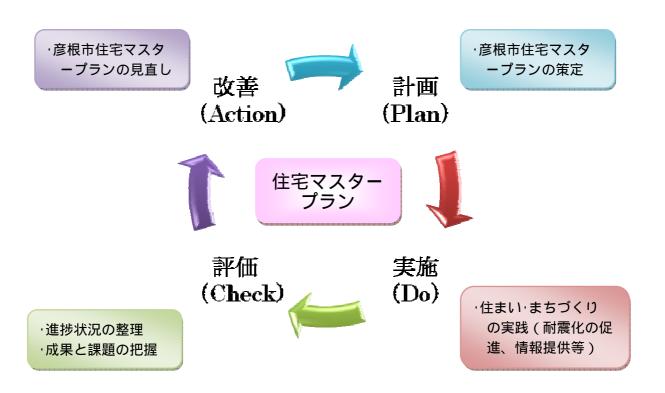


図 6-1 PDCA (計画 - 実行 - 評価 - 改善) サイクルの仕組み